

「新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例（案）」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 令和4年1月7日～2月6日（31日間）

○意見の提出者 3人（個人・団体）

○意見の件数 9件

I 反映した意見 0件、II 一部反映した意見 0件、III 既に記載(実施)済みのもの 2件、IV 今後の検討課題とするもの 1件、V その他記述を変更しなかったもの 6件

○意見の内容及び対応

番号	意見反映後の条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	水産物のブランド化について、私は、他と同一事をしても超えることはできないと思いますので、認知度を向上させる為に、日本産の魚で例が少なく、海外でも保護されるGI（地理的表示保護制度）申請を取るように活動をしていきます。それと同時に、今後第6次産業も見据えた中で、冷凍加工事業に関する検討や、全国に時期をずらしてでも供給できるシステム作りが必要だと思ひ、コナナナ式急速冷凍庫の視察にも行き、導入にむけ尽力しているところを管理による出荷制限、コロナウイルスによる価格低迷など、今後の課題は盛り沢山だと思ひます。この様な今後の問題を考えると、早急なブランド化への活動が必要になって来ると思ひます。議員皆様のお力添えを頂き、水産物ブランド化に向け、ご尽力を頂きますようどうかよろしくお願い致します。	県産農林水産物のブランド化推進を目的とする本条例案の趣旨につきまして、ご理解いただきありがとうございます。 ご意見にありますように、ブランド化の取組は重要であると考えておりますので、本条例制定を契機に、ブランド化に関する施策が推進されるよう、関係者に働きかけてまいります。	III
2	条例全般	冷凍冷蔵鮮度保持技術を使って保存して年間供給するなど、本県の農林水産物に付加価値を付けてブランド化することによって生産者の収入が増え、若い人の就業率も格段に上がる可能性があると思います。本県の農林水産物の中には、ブランド化してはいるものも、まだまだ知名度が低く、日本中に売り込む余地があると思ひます。	本条例案は、魅力ある農林水産物の提供を通じて、消費者の信頼と共感を獲得することで、本県の農林水産業を継続的に発展させ、地域経済の活性化を図るため、県、市町村、生産者、関係団体及び事業者が一丸となって、県産農林水産物のブランド化を推進することとしております。 技術を活用して付加価値をつけることにより、県産農林水産物のブランド化を進めることも重要であると考えており、本条例制定を契機に、関連する施策が推進され、知名度の向上や、海外を含む販路の拡大が図られることを期待しております。	V
3	第1条 第3条 第6条 第11条 第14条	わが国では従来、公的機関において農林水産物の育種が行われてきたため、良質の品種を普及させることのみが強調されてきた。しかし近年、近隣諸国において見られるように、そのような育種された品種が不法に持ち出され、栽培されるといふ事例が報告されている。 本条例においても、ブランド化された新潟県産農林水産物の価値を守るために、権利者が許していない移転を罰則をもって禁ずるほか、国との連携を確立すべきである。	登録品種の種苗を、育成者権者の許諾を得ずに国外に持ち出す等の「育成者権の侵害」については、種苗法において罰則が規定されており、国との連携については、不法な海外移出を防ぎ、県産農林水産物のブランド価値を守るために重要であることから、関係者に働きかけてまいります。	V
4	第2条	「関係団体」について、林産物を扱う「森林組合」を追加すべきではないか。	農業協同組合、漁業協同組合はブランド品目に関連する農林漁業団体の例示として挙げられているものであり、森林組合も関係団体に該当するものと考えております。	V
5	第2条	各定義規定は項ではなく、号とすることが相当と考える。	本県における他の条例の規定ぶりにそらえておりますことをご理解いただければ幸いです。	V
6	第4条 第6条 第7条 第8条	すでにブランドとなった本県農林水産物では、そのブランドイメージを悪用した偽物が出回っている。偽物の取り締まりには困難もあるが、本県農林水産物の偽物にかかわった者については、まずその氏名等を公表することから始め、ブランドを守り抜く決意とブランドの実効性担保手段を条例に規定すべきである。	ご意見のとおり、本県農林水産物のブランドイメージを悪用した偽物の流通はあってはならないものと認識しておりますが、取締りや氏名等の公表については、慎重な検討を要することから、今後の検討課題とさせていただきます。 なお、ブランドを守ることは重要であると考えております。そのため、本条例案では、前文において「消費者の信頼と共感を獲得すること」を決議しているほか、第2条第1項において「消費者の信頼を確保し、及び共感を得ることを目指すこと」を「ブランド化」の定義とするものにも、第3条第1号において「消費者の信頼を確保すること」を基本理念として定められております。こうした規定の中にブランドを守ることも含まれており、ご意見の趣旨に沿ったものと考えておりますので、ご理解いただければ幸いです。	IV
7	第11条 第12条	この優良産地でもあることだが、よい品ほど豊州・築地場外直送となり、県内に流通しないことがある。地場産農林水産物の価値を産地の消費者が知り、より一層高めようという意識もこれまで大都市に偏在してきた。近年言われるようになった、「産地に赴いて地場産の農水産物を賞味しようという「ガストロノミー」の推進はブランド化のもう一つの手法となる。そこで県民がひとしく県産ブランド農水産物の価値を知ることができ、誇りを進めるための方策を規定すべきである。	本条例案の第11条第1項では、「ブランド化推進基本方針」の中で、「ブランド品目に係る情報の発信に関すること」及び「ブランド化の推進及びブランド品目に対する県民の理解の促進並びに気運の醸成に関すること」を定めるとしております。 ご意見のとおり、広く県民に県産農林水産物の価値を認識してもらおう場づくりは重要であると考えておりますので、本条例制定を契機に、関連する施策が推進されるよう、関係者に働きかけてまいります。	III
8	附則第1項	施行日について、施行にあたる準備や周知（特に罰則を追加する場合）周知期間が必要なので、「令和4年4月1日」等と規定すべき。	本条例案においては、罰則等を設けておりません。その上で、規定ぶりについては本県における他の条例にそらえておりますことをご理解いただければ幸いです。	V
9	附則第2項	検討規定について、基本的には執行機関の自己評価が最初にあるべきなので、主体は県ではなく、知事及び各執行機関とすべき。	本県における他の条例の規定ぶりにそらえておりますことをご理解いただければ幸いです。	V

条例案の公表方法等

- (1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載
(2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布
(3) 条例案に対する意見募集の周知（1月8日新潟日報朝刊掲載）